

本科 1 期 4 月度

解答

Z会東大進学教室

高2 東大日本史



1章 国家の形成

問題

【1】

解答

- (1) あ (2) 親魏倭王 (3) お (4) う (5) い・え (6) お

解説

弥生時代から古墳時代にかけての対中国外交に関する史料問題である。史料は、イが邪馬台国に関する『魏志』倭人伝、ロが紀元前1世紀の倭人に関する『漢書』地理志、ハが倭の五王に関する『宋書』倭国伝、ニが1・2世紀の倭に関する『後漢書』東夷伝で、いずれも重要史料なので、教科書や史料集で確認しておこう。

(1) 邪馬台国の社会的背景に関する問題。邪馬台国は、3世紀の弥生時代後期に存在したので、これに該当する事柄を選択すればよい。

あ 環濠集落は弥生中・後期頃を中心に九州から関東にかけて成立した集落形態で、農業村落というより軍事要塞の性格が濃厚な集落である。形成時期は『後漢書』東夷伝の倭の大乱の時期に符合しており、環濠集落の例としては、佐賀県吉野ヶ里遺跡が有名である。

い 土偶は縄文時代中・後期を中心に、主に東日本で製作された土人形で、女性像が多く、生殖や収穫を祈願したと推定されている。

う 栗や桟の実・山芋などを栽培して食料とする方法は、縄文前期、遅くとも、縄文中期には行われていたと推定されている。

え 弓月君^{ゆづき}が養蚕や機織の技術を日本に伝えたのは、4世紀から5世紀であると推定されていて。弓月君の子孫は秦氏^{はたうじ}を称した。

お 群集墳は、6世紀から7世紀に登場した古墳の最終段階の形態で、小円墳の集合体である。大衆の家族墓的な性格が濃厚で、各地に有力農民が台頭したこと示している。

(2) 邪馬台国の女王卑弥呼は祭政一致による呪術的な君主と推定され、配下の諸王に対する統制力は必ずしも万全ではなかった。そこで、卑弥呼は自分の権威を強化するために、中国の魏を後ろ盾にしようとして239年に魏に遣使し、「親魏倭王」の称号を記した金印紫綬と銅鏡100枚を与えられた。

(3) 樂浪郡は、紀元前2世紀末に漢の武帝が設置した朝鮮4郡の1つで、現在の北朝鮮の首都平壤付近にあったと推定されている。4郡の中心で、政治や文化の面で、漢の東方の中継地として栄えたが、4世紀前半に高句麗に滅ぼされた。

(4) 中国側の史書に記載された倭の五王については、讚には応神・仁徳・履中の3天皇、珍には仁徳・反正の両天皇が比定されていて確定していない。しかし、濟は允恭天皇、興は安康天皇、武は雄略天皇と後代の3者の比定はほぼ確定している。武は宋への上表文や埼玉県稻荷山古墳出土鉄剣などのワカタケル大王で知られる。なお、5世紀の倭の五王の時代は、対外的には高句麗に圧迫されて朝鮮半島計略が頓挫していたが、国内的には数々の前方後円墳に見られるように、ヤマト政権の大王の権力が強化した時代であった。

(5) 少々難問であるが、時代状況を踏まえて消去法で解答していこう。ポイントは、倭の五王の遣使の目的が、高句麗に圧迫されて行き詰った朝鮮計略を、中国南朝の宋と提携することで打開しようとしたことである。したがって、遣使先である宋や抗争中の高句麗は該当しないと判断できる。

(6) 『後漢書』東夷伝の内容に関する問題。空欄箇所は史料のキーワードになる部分であるので、しっかり確認しておこう。

建武中元2（紀元57）年に倭の奴国の王の使者が後漢に赴き、光武帝より印綬を賜った。なお、この印が「漢委奴国王」と刻まれた金印であると考えられている。この後、永初元（107）年にも帥升という別の倭国王が、安帝に生口（奴隸）を献上している。

【2】

解答

問1 ① カ ② ツ ③ テ ④ コ ⑤ キ ⑥ イ ⑦ シ ⑧ オ

問2 ⑨ ウ ⑩ エ 問3 筑紫国造磐井

解説

問1 豪族は氏と呼ばれる集団に編成され、氏の長である氏上が氏を代表して政治に参与した。

大王は、氏の政治的地位や性格に応じて姓を与え、氏を統制した。姓のうち、臣はヤマト政権を構成する有力豪族や地方の有力豪族に与えられ、なかでも蘇我・葛城・平群・巨勢氏は大臣に任せられたとされる。また、連は特定の職掌・地位をもってヤマト政権に仕える豪族に与えられ、なかでも物部・大伴氏は大連に任せられた。

ヤマト政権における政務や祭祀などの職務は、伴造と呼ばれる豪族や、その配下にあった伴と呼ばれる氏人の集団によって行われた。また、手工業を初め種々の特殊技能に従事した集団は品部と呼ばれ、伴造の統率下で物資や専門的な労働力を貢納した。

ヤマト政権は地方にも支配を広めていき、地方豪族を国造に任命して統制下に置いた。国造はヤマト政権から地方支配を認めてもらう代わりに、子弟や子女を出仕させたり、地方特産物を貢上するなどの義務を負った。

問2・問3 527年、新羅に攻められた加羅（伽耶）を救援するためにヤマト政権が派遣した大軍を、筑紫国造磐井が反乱を起こして軍の渡海を阻止した。この磐井の乱は、物部鹿鹿火あらかひによって、翌年によく鎮圧された。

2章 律令国家の成立

問題

【1】

解答

- (1) 607年 (2) 推古天皇 (3) 鹿戸皇子(聖徳太子) (4) 烏帝
(5) 裴世清 (6) 隋 (7) 小野妹子 (8) 高向玄理 (9) 南淵請安

解説

「日出る処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無きや、云々」「東の天皇、敬みて西の皇帝に白す」から、それぞれ、607年と608年の遣隋使派遣の史料だと判別できる。この史料は有名で、入試でも頻出なので、必ず目を通しておこう。史料が遣隋使派遣の記事だとわかれれば、あとは設問の文章もヒントにして、完答が可能な問題である。

- (1) 「大業三年」の「大業」の年号を覚えるのではなくて、史料の年代を押さえておけば解答が可能。これは607年の遣隋使派遣の史料なので、答えは607年。
- (2) 「其の主」が「使を遣はして朝貢す」とあるので、朝貢した側の王、すなわち、推古天皇となる。設問には「当時の天皇」とあるので、鹿戸皇子(聖徳太子)と答えないように。
- (3) (2)で答えが推古天皇と出たならば、その摂政も簡単にわかるであろう。答えは鹿戸皇子である。
- (4)・(6) 隋は中国の南北朝時代に北朝として興った。初代文帝の時、南朝の陳を滅ぼし、南北の統一を果たした。なお日本が遣隋使を派遣した時の皇帝は2代の煬帝である。「ようてい」ではなく「ようだい」と読むので注意。煬帝は大運河の建設や高句麗への出兵などを積極的に行つたが、そのため国力は疲弊し、618年に隋は滅亡した。
- (5)・(7) 史料に「則ち復」とあるように、小野妹子は遣隋使として2回隋に渡り、裴世清は608年に隋の答礼使として来日した。
- (8)・(9) 遣隋使を派遣した際に、多くの留学生・学問僧も隋に渡った。このうち受験で必要なのは、以下の3人。
- 高向玄理：大化革新で国博士
 - 旻：大化革新で国博士
 - 南淵請安：中大兄皇子・中臣鎌足に儒教を教えたとされる。彼の塾に通う途中、中大兄皇子と中臣鎌足は蘇我氏を倒す謀議を行ったという。

【2】

解答

1. カ 2. キ 3. オ 4. フ 5. ニ 6. ヌ 7. セ 8. ネ
9. ケ 10. テ

解説

1～4

第1段落は乙巳の変に始まる大化の改新の前提となる文章である。推古朝では、摂政の厩戸皇子（聖徳太子）、大臣の蘇我馬子が政務をとったといわれている。厩戸皇子の死の4年後に蘇我馬子が、6年後には推古天皇が没し、その後、馬子の子で大臣の蝦夷が舒明天皇を擁立した。蝦夷が自らの子を王子と呼ばせたなどの逸話が残っており、その権力の強さがうかがわれる。蝦夷の子の入鹿は、さらに権力を強め、先に舒明天皇と皇位を争った山背大兄王（厩戸皇子の子）を攻めて自殺させた。後の乙巳の変で、入鹿は中大兄皇子・中臣鎌足らに暗殺され、蝦夷は自殺した。これより、大化の改新といわれる一連の政策が始まっていくことになる。

5～10

第2段落以降は天智天皇の治世を概観していく形の文章である。中大兄皇子は中臣鎌足とはかり、乙巳の変で蘇我氏を滅ぼした。初めは孝徳天皇・齊明天皇の皇太子として政権に参画し、齐明天皇の死後、称制の後に即位した。

皇太子時代には、646年の改新の詔に見られるように、公地公民制や戸籍・計帳（調や庸を徵収するための台帳）を作成し、班田収授法を行うなど、新しい土地支配、税制の確立をめざした。

朝鮮半島では、隋と代わった唐と連合した新羅が660年に百濟を滅ぼした。日本は百濟遺臣の救援要請に応えて軍隊を派遣したが、白村江の戦いで大敗、これにより日本は朝鮮半島での足場を完全に喪失した。

667年に近江大津宮に遷都、668年には天智天皇として即位、近江令（中臣鎌足中心に作成されたといわれる。内容は不明）を制定し、670年には初の全国的戸籍である庚午年籍を作成した。

671年に天智天皇は没するが、その後継をめぐって壬申の乱が起きた。

3章 律令制度

問題

【1】

解答

- (1) 670年 (2) 2束2把 (3) 計帳 (4) 京職 (5) 運脚
(6) 日本後紀 (7) 藤原不比等 (8) 浮浪 (9) 私度僧 (10) 民部省

解説

- (1) 日本で最初の全国的な戸籍は天智天皇の下で作成された庚午年籍であり、670年に作成された。永久保存とされたが、現存はしていない。
- (2) 田地に課される税を租といい、1段あたり2束2把と定められていた。租は、性別や身分に関係なく、耕作面積に応じて一律に賦課された。
- (3) 調・庸を徴収するための基本台帳として作成されたのは計帳である。毎年作成し、戸口の氏名・年齢・性別や個人の特徴などを記した。
- (4) 京には京職という官職が置かれ、京の司法などの庶務を担った。
- (5) 調・庸は中央政府の主要財源であり、運脚によって中央へ運ばれた。運脚は諸国の正丁から選ばれたが、中央までの食料などは自弁であったため大きな負担となった。
- (6) 8世紀から10世紀初めにかけて勅撰された6つの正史を六国史りっこくしといい、『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文德天皇実録』『日本三代実録』の順に成立した。
- (7) 養老律令の編纂の中心であったのは、藤原不比等である。不比等は大宝律令の制定にも参画しており、不比等を中心に律令政治の確立がはかられた。
- (8) 律令制下の農民には、租以外にも兵役や雜徭などの労役や運脚などの厳しい負担がかけられており、生活は苦しいものであった。困窮した農民の中には、戸籍に登録された本籍地を離れて他国に浮浪し、税負担から逃れようとするものが現れ、国家の財政悪化の一要因となつた。
- (9) 僧侶となるには国家の許可が必要であったが、僧には租税が課されなかったことから、租税負担から逃れるために国家の許可なく僧となるものが相次いだ。このように、国家の許可を得ずに出家した僧を私度僧といふ。
- (10) 戸籍・租庸調などを司り、国家財政を担ったのは民部省である。八省がそれぞれどのような職掌を担っていたのかについては、テキストや資料集などで確認しておこう。

【2】

解答

問1 ウ　問2 エ　問3 ア　問4 ウ　問5 イ　問6 ア
問7 イ・ウ・エ・カ・キ　問8 エ　問9 イ　問10 イ　問11 ア

解説

問1 史料はいずれも頻出なので、しっかり押さえておこう。『令義解』は、養老令の公撰の註釈書で、^{きよはらのなつの}清原夏野らが編集にあたった。

問2 班田や租税負担の末端を戸戸といい、単に家族だけではなく、奴婢なども含む。50戸で里とされた。

問3・問7 テキストの「税負担」の図を参照のこと。

問4・問8・問9 670年に最初の全国的戸籍である庚午年籍が成立した。戸籍は班田収授の基本台帳で、6年に1度作成、名・続柄・性別・年齢・課税の有無などが記されていた。一方、計帳は、調・庸を徴収するための台帳であり、こちらは毎年作成された。戸籍と計帳を混同しないこと。

問4ができれば必然的に問8も解答可能だが、これも重要なので押さえておこう。戸籍は上記のように6年に1度作成して、それにあわせて、班田も6年ごとに行われた（六年一班という）。なお、桓武天皇の時、あまり機能しなくなっていた班田の施行を行うために、12年ごとに行う制度の一紀一班を採用したことがあわせて覚えておこう。

問5 テキスト「2—③面積」の表を参照のこと。史料中では「[d]を減ぜよ」とあることに注意。女性は男性の3分の2の面積が与えられる、すなわち3分の1を減じるということである。良民と賤民で違うことも忘れないように。

問6 律令制下における兵役では、京の衛士と九州の防人が頻出事項である。正丁の3~4人に1人が兵士となり、各地の軍團に編入された。食糧・武装などは自弁であることなど、負担は大きかった。なお、桓武天皇の時には、一部軍團を除き、健児の制にかえたこともあわせて覚えておこう。

問10・問11 史料Fは646年に出された改新の詔である。『日本書紀』に記されている。

J2J
高2東大日本史



| | |
|------|--|
| 会員番号 | |
|------|--|

| | |
|----|--|
| 氏名 | |
|----|--|